

平成 22 年 12 月 12 日

## 桜門体育学会 各種支払いに関する申し合わせ

### 1. 申し合わせ事項

この申し合わせは、桜門体育学会会則に基づき謝金・旅費・会合費等の支払いについて定める。

### 2. 謝金

#### ①講演料

非会員：30,000 円

会員：支給しない

#### ②学会誌査読料

非会員：1 編につき 3,000 円

会員：支給しない

#### ③会議・委員会・打ち合わせ等

非会員：支給しない

会員：支給しない

#### ④アルバイト（学会運営に関わる作業）

非会員：1 時間当たり 900 円

会員：支給しない

### 3. 旅費

#### ①交通費

非会員・会員ともに会議・委員会・打ち合わせ等に出席するために必要な交通費を支給する。ただし本学会の大会と同時開催の場合は支給しない。

- a. 原則として公共交通機関を利用すること。
- b. タクシー代はやむを得ない場合を除き、原則として支給しない。
- c. 代替する公共交通機関がない場合や、運行間隔等の関係から利用が困難な場合、または公共交通機関によりがたい場合は、事前に事務局に相談すること。
- d. 自宅または通勤・通学先から目的地まで、どちらか経済的な交通費を支給する。
- e. 片道 50km 以上の場合は、特急・急行料金を支給する。ただし、特急・急行利用可能路線が 2 路線以上ある場合はもっとも経済的な料金を支給する。

f. 新幹線、特急を利用した場合は、実費を支給する。ただし、目的地までの経路、所要時間、乗り換え回数、所要金額等を勘案し、経済的、合理的でないと判断した場合は減額することもある。

g. 飛行機を利用した場合は、実費を支給する。ただし、領収書および使用済み航空券（ボーディングパス半券）を提出すること。なお、飛行機利用に際しては経済的、合理的な航空券を利用するよう努めること。

②宿泊費

非会員・会員ともに原則として支給しない。

③日当

非会員・会員ともに支給しない。

#### 4. 会合費

理事会・委員会・打ち合わせ等の際、必要に応じて弁当代・茶菓代を支給する。ただし、1人あたり1,000円を上限とする。